

中国の個人情報保護法について (一) ～留意すべき基本ポイント～



弁護士 大江橋法律事務所
弁護士 竹田 昌史
PROFILE



上海翰凌法律事務所
律師 孫 宇川
PROFILE

一、はじめに

2021年8月20日に中国で『個人情報保護法』が公布され、2021年11月1日より施行されます。個人情報の保護については、従来、個別の法律、部門規則、国家標準等で規定されてきましたが、昨今のデジタル経済の発展に伴い、個人情報の保護に関する統一的、体系的な法体系を確立する必要性が高まっていました。そうした背景を受けて、2021年1月1日から施行された『民法典』では新たに個人情報に関する章が設けられ、今回、個人情報の利用と保護に関する基本的な法律である『個人情報保護法』が制定されました。

日本企業及び日系企業（以下、総称して「日本企業」といいます。）が中国でビジネスを展開するにあたり、今後、個人情報の保護への対応は必要不可欠となることから、本稿では『個人情報保護法』の中で重要かつ基本的なポイントについて解説を行うことで、読者の方々が自社の中国ビジネスで個人情報を考える際の手掛かりとなればと思います。

二、個人情報の保護と利用

『個人情報保護法』には「保護」という名がついているものの、実際には「保護」がこの法律の唯一の価値基準というわけではありません。実のところ、個々の断片的な情報の価値はそれだけでは限定的ですが、もし情報を大規模に収集して分析をすれば、それが巨大な価値を生む可能性があることを我々は知っています。ネットワークとコンピュータ技術の急速な発展に伴い、数万、数百万にも上る規模の個人情報を合理的なコストで収集することは技術的に可能になっており、収集した個人情報を処理、分析することで、自社商品の正確なマーケティング、パーソナライズされたサービスの提供などの商業活動のみならず、各種の社会管理や公共事務にも使用でき、その価値は無限です。

そのため、個人情報の利用と保護の間で、どのようにして合理的なバランスを見出すかが『個人情報保護法』の最も核心的な課題の一つであり、同法第1条でも、同法の目的が「個人情報の権益を保護」しつつ、かつ「個人情報の合理的な利用を促進する」ことにあると明確に表明されています。個人情報の利用と保護のバランスは、他の国の個人情報関連法規でもしばしば言及されており、中国の『個人情報保護法』の考察にあたっては基本的な視座として意識する必要があります。

三、個人情報の定義と範囲

1. 個人情報とは

企業が個人情報の問題を考える際、最初に直面するのが、自社で取り扱う情報は個人情報なのか、という問題です。

『個人情報保護法』第4条では、個人情報を「電子的又はその他の方法で記録された、すでに識別され又は識別可能な自然人に関する各種情報をいうが、匿名化処理後の情報は含まれない。」と規定しています。個人情報の定義については、過去にも幾つかの法令等で以下のように規定されています。

(他の法令における個人情報の定義)

年度	法令	個人情報の定義
2016年	ネットワーク安全法	個人情報とは、電子又はその他の方式により記録され、単独で、又はその他の情報と組み合わせて自然人個人の身分を識別することができる各種情報を指し、自然人の氏名、生年月日、身分証の番号、個人の生体識別番号、住所、電話番号

		等が含まれる。
2020年	情報安全技術・個人情報安全規範	電子又はその他の方式により記録された、単独で、又はその他の情報と組み合わせて特定の自然人の身分を識別し、又は特定の自然人の活動状況を反映することができる各種情報
2021年	民法典	個人情報とは電子的又はその他の方式により記録された、単独で、又はその他の情報と組み合わせて特定の自然人を識別できる各種情報をいい、自然人の氏名、生年月日、身分証の番号、生体識別情報、住所、電話番号、電子メールアドレス、健康情報、移動履歴情報等が含まれる

これらの定義を比較すると、いずれも「識別可能性」が重要な要素ではあるものの、徐々にその内容が変遷し、個人情報の範囲が拡大していることが分かります。すなわち、2016年の『ネットワーク安全法』では「自然人個人の身分」を識別できる情報が個人情報とされていました。しかし、2020年の『情報安全技術・個人情報安全規範』では「自然人の身分」を識別できる情報のみならず、自然人の活動状況を反映できる情報も個人情報に含まれ、更に2021年の民法典では「自然人の身分」に限らず「自然人を識別できる」情報とされ、かつ個人情報には自然人の移動履歴情報が含まれるものとされました。これは、デジタル経済の急激な進歩や発展に伴い、個人の商品の購入履歴、位置情報やCookie情報など、個人の身分に限らず、個人の嗜好や行動の傾向等を直接又は間接的に識別できる情報も個人情報として保護する必要性が高くなったことに起因します。そして、今回の『個人情報保護法』では、個人情報は「既に識別された又は識別可能な自然人に関する各種情報」とされ、識別の対象の範囲、識別可能性の程度、更には個別の情報の組み合わせ次第で、自然人に関する情報であれば広く個人情報に含める可能性がある内容とされました。

もっとも、企業活動の中で取り扱われる情報のうち、どの情報を『個人情報保護法』における個人情報として取り扱うべきかについては、実際には他の情報との関係で決ま

ることになります。例えば、ある消費者が某アパレルブランドの店舗で洋服を一着購入した場合、その消費者が当該店舗で会員登録をしておき、当該会員情報と洋服の購入情報を結びつけて処理する場合、企業は洋服の購入情報を含めて個人情報として取り扱う必要があります。これに対し、仮にその消費者が会員ではなく、かつ現金で洋服を購入した場合、洋服1着分を売り上げたという情報自体は特定の購入者と結びつく情報ではなく、社内での売り上げデータとして入力する、または店舗での今後のマーケティングのデータとして使用することができると思われます。

したがって、企業としては、消費者、従業員など自然人に関する情報を取り扱う際には個人情報に該当する可能性が高いという前提で取り扱う必要がありますが、同時に当該情報を取り扱う目的、他の情報の内容や種類などとの関係で、その情報が単独又は他の情報と合わせて自然人を識別、特定する可能性があるかという意識を持ちながら個人に関わる情報を取り扱うことも重要といえます。

2. プライバシーとの関係

個人情報の定義に関してよく言及されるもう一つの問題として、個人情報とプライバシーとの関係があります。プライバシーとは、自然人の私生活の平穩、及び他人に知られたくない私的空間、私的活動、及び私的情報（民法典第1032条）をいい、個人情報と重なる内容もありますが、私生活の平穩など個人情報ではカバーされない内容も含まれることになります。

両者の適用関係については、民法典上、個人情報のうちプライベートな情報には、プライバシー権に関する規定を適用し、規定がない場合は個人情報保護に関する規定を適用するものとされ（同法第1034条第3項）、一つの情報が個人情報とプライバシー情報の両方の側面を持つときにはプライバシーの規定が優先適用されることになります。具体的には、『個人情報保護法』では、企業が個人情報を取得するときには本人の同意が必要となる一方で、企業内の労働規則制度に基づき人事管理のために個人情報を取得するときには本人の同意が不要とされています。しかし、民法典では、法律上別途定めがあるか又は本人の同意がなければプライバシー情報を取得することができないとされています。少なくとも現時点では、人事管理の目的で本人の同意を得ずに従業員のプライバシー情報を取得することを容認する法律規定はありません。そのため、もし企業が人事管理のために取得しようとする従業員の情報が本人のプ

ライバシー情報に関わると判断される場合、企業が本人の同意を得ずに当該情報を取得すると法律違反となる可能性があります。

四、個人情報の匿名化

上記のとおり、『個人情報保護法』では、個人情報の範囲を広く捉えることにより同法を通じた保護を及ぼす一方、匿名化処理を通じて、もはや特定の自然人を識別することができない情報については、個人情報としては取り扱わないものとし、同法の適用範囲から除外することにより、個人情報の合理的活用を図っています¹。

匿名化について、『個人情報保護法』では、個人情報の処理を経て、特定の自然人を識別できず、かつ復元できなくなる過程をいう、と規定されています。この匿名化のポイントは、特定の自然人の識別可能性を失わせる処理をすること、及び匿名化された内容を復元できなくすることです。匿名化の具体的処理方法やプロセスは未だ明らかではなく、自然人の識別可能性の判断は個人情報の定義や内容とも関連します。もっとも、他の国や地域の個人情報保護法においても匿名化制度は設けられており、具体的な基準やプロセスが徐々に整備されているため、中国の『個人情報保護法』に基づく匿名化についても、将来的に整備されるものと思われま

す。なお、匿名化と同様に個人情報に一定の処理を加える概念として、非識別化、と呼ばれるものがあります。『個人情報保護法』における非識別化とは、個人情報の処理を経て、その他追加の情報に依拠しない状況下において、特定の自然人を識別できなくさせる過程をいう、とされています。非識別化された個人情報は他の追加の情報に依拠すれば特定の自然人を識別できる可能性があり、依然として個人情報のままであることから、非識別化は、個人情報としての性質を永久に喪失させる匿名化とは全く異なる処理プロセスになります。もっとも、他の追加情報に依拠しなければ特定の自然人を識別できない点では、非識別化を通じて個人情報の侵害リスクや仮に侵害された場合の損害リスクを相対的に下げる効果があります。そのため、『個人情報保護法』では、個人情報の取得、加工等を行う個人情報処理者が採るべき安全保護措置の一つとして、個人情報の非識別化が規定されています（同法第51条）。

五、個人情報の処理

1. 企業による告知と同意

『個人情報保護法』では、個人情報の収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公開、削除など、取得から利用、削除まで含めた一連の個人情報の取り扱いを「処理」と定め、「処理」に含まれる一連の取り扱い態様全てに対して、個人情報の処理原則を一律に適用しています。個人情報の処理原則の中でも、最も重要かつ基本的なものが、個人情報を処理する者（個人情報処理者）による事前の告知と本人の同意の取得です。もちろん、法律に基づき事後の告知が認められる場合や本人の同意取得が不要とされる場合があります。しかし、個人情報処理者による個人情報の利用を正当かつ合法化するためには本人の同意が必要となり、また本人が自分の個人情報が利用されることを知らないまま同意すると個人情報の十分な保護は確保されません。そのため、『個人情報保護法』では、個人情報の合理的な利用と保護という法の目的に照らして、告知と同意を基本原則としたものです。

『個人情報保護法』において、個人情報処理者は、目立つ方法により、理解しやすい表現を用いて、真実、正確かつ完全に、ア) 個人情報処理者の名称又は氏名及び連絡先、イ) 個人情報の処理目的、処理方法、処理する個人情報の種類、保存期限、ウ) 個人が本法の規定する権利を行使する方法及び手続、エ) 法律、行政法規が告知すべきであると規定するその他の事項を告知する必要があります（同法第17条）。もっとも、これらの告知事項を個人情報の処理に関するルールとしてまとめたうえ、容易に閲覧、保存できるように公開すれば、商品の購入サイト等で一括掲示することが認められています（同法第18条）。そして、個人情報に関する告知の際、実際にはこのような一括掲示の方法を採る企業が多いと思われま

す。またこのような告知を行う場合、個人情報処理者は、本人に対して同意のための判断材料をできる限り多く提供し、同意の真実性を高めるために上記ア)～エ)の事項以外の情報も告知することが多いと思われま

¹ 匿名化された情報もデータであることには変わらないため、『データセキュリティ法』等のその他の法律の適用を受ける可能性があります。

情報を処理することができます。また『個人情報保護法』で定める一定の場合には、本人の同意を得ることなく、個人情報を処理することが認められます。本人の同意については、同意の種類、同意の取得方法、同意が不要とされる場合など、日本企業が実際に直面する問題が多いと思われるため、次月の中国ニュースレターで取り上げることにします。

2. センシティブ個人情報の取り扱い

センシティブ個人情報の処理は、通常の個人情報に比べて厳しい条件が要求されます。センシティブ個人情報とは、ひとたび漏洩し又は不法に使用されれば、自然人の人格の尊厳の侵害を引き起こしやすい、又は人身、財産の安全が損なわれやすい個人情報をいい、生物識別、宗教信仰、特定の身分、医療健康、金融口座、行動履歴等の情報及び14歳未満の未成年者の個人情報が含まれます（同法第28条）。

センシティブ個人情報のなかで、例えば、個人の生物識別情報（DNA情報など）や医療健康情報（病気の罹患履歴など）がセンシティブ個人情報に含まれることは比較的容易に理解でき、かつそれらの情報を取り扱う日本企業もそれほど多くありません。これに対し、個人の行動履歴については、単に物理的な個人の移動履歴のみならず、商品の購買履歴やウェブサイトの閲覧履歴といったものもセンシティブ個人情報に含まれると考えられます。中国でBtoCビジネスを展開する多くの日本企業にとって、顧客のリピート率向上等の目的でアプリを通じて会員登録をしてもらい、

購入履歴と紐づけてマーケティングを行うことは一般的になっています。『個人情報保護法』の施行後、日本企業が日常的に触れる顧客の商品購入履歴や自社ホームページの閲覧履歴がセンシティブ個人情報に含まれる点は、十分に注意が必要となります。

このようなセンシティブ個人情報を取り扱う場合、個人情報処理者は、通常の個人情報の処理に際して必要とされる告知事項以外に、センシティブ個人情報を処理する必要性とその処理によって本人の権益に与える影響を告知する必要があり、更に処理に必要とされる安全保護措置も通常の個人情報に比べて厳格な内容が課されることとなります。

センシティブ個人情報の処理に対する本人の同意は、通常の個人情報に対する同意と異なり、個別の同意を取得する必要があります。法令等で特に書面による同意を要求する場合には、書面により同意を得ることが必要となります。

六、結び

今回は、2021年11月から施行される『個人情報保護法』の中で、企業にとって基本的かつ重要な個人情報の問題をいくつか取り上げて解説しました。次回は、BtoCビジネスや従業員の人事管理等の場面で常に問題となる本人の同意について考えてみたいと思います。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：info_china@ohebashi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましても、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければ存じます。